

阿波おどり「八万あじさい連」会則

(名称と事務局)

第一条 本会は、阿波おどり「八万あじさい連」と称し、事務局を八万中央コミセン内に置く

(目的)

第二条 本会は、八万地区住民が阿波踊りを1年間通じて練習し、夏の阿波踊りに参加したり、地域の行事やボランティア活動に参加する。練習や行事に参加しながら親睦をはかり、阿波踊りを通じて地域の活性化に寄与する。

(事業)

第三条 本会は、目的達成のために次の事業を行う。

- ① 阿波踊りの練習(月2回)
- ② 徳島市の夏の阿波踊りに参加する。
- ③ 地域行事やボランティア活動に参加する。

(役員)

第四条 本会には、次の役員を置く。

連長 1名 副連長 若干名 会計 1名を置く。

(役員を選出)

第五条 連長・副連長・会計は会員の中から互選により選出する。

(役員の仕事)

第六条 役員の仕事は次のように定める。

- ① 連長はこの会を代表し、あじさい連に関する事柄を総括する。
- ② 副連長は連長を補佐し、連長事故あるときはこれを代行する。
- ③ 会計は収入、支出を記録して、会計報告書を作成する。

(役員の仕事)

第七条 役員の仕事は1年とする。

(会計)

第八条 本会を運営するための経費は、会費、補助金、寄付金などによって賄う。
会費は1ヶ月大人200円 子供(中学生以下)100円とする。

(会計期間)

第九条 会計期間は4月より、翌年3月とする。
会計報告は5月末までに会員に報告する。

付則 本会則は平成22年7月28日より施行する
令和6年5月1日改正